

野々市市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の都市計画に関する基本的な方針並びに緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、幅広い観点からの検討を行うため、野々市市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定に必要な事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 石川県土木部都市計画課長
- (4) 副市長
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委員会が市長に対し答申を行った日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。